### 参照条文

# ○教育職員免許法(昭和24年法律第147号)

(免許)

第三条 <u>教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければな</u>らない。

 $2 \sim 6$  略

### (種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

#### $2 \sim 4$ 略

- 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。
  - 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。)を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)及び宗教
  - 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、 工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、 農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉 実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の 各外国語に分ける。)及び宗教
- 6 略

### 附則

2 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

## 〇教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)

附則

- 18 免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)が、当該教科の教授を担任しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもつて、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。
- 一設置者、学校名及び位置
- 二 校長及び当該教科の教授を担任しようとする主幹教諭等の氏名
- 三 教授を担任しようとする教科の名称及び期間
- 四 前号の教授を担任しようとする事由
- 五 第二号に掲げる主幹教諭等の履歴及び所有する免許状の種類
- 六 当該学校の学級編成及び免許教科別教員数